

平塚市公立保育園民営化に係る認可保育所等整備事業予定者  
募集要項に係る質問に対する回答

No.	募集要項ページ	項目	質問	回答
1	1	3 応募資格	小規模保育事業者の応募は可能か。	「平塚市内で認可保育所を安定的に運営している法人」としているため、小規模保育事業のみを運営している法人は不可となります。
2	全般	資料・図面	既存施設の解体や新園の設計にあたり、資料や図面を提供いただくことは可能か。	可能です。 資料の数が多いため、市ウェブサイトには掲載せず、応募資格のある者からの依頼により個別に提供いたします。
3	全般	補助金について	太陽光発電や蓄電池等を付帯工事とする場合に、助成金等を工事費に見込んでよいか。可能な場合、メニューがあれば教えてほしい。	就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事に含まれるものは見込んで構いません。対象経費は、こども家庭庁の通知でご確認ください。
4	7	第3号様式「(カ)資金計画書」について	2財源内訳に「上記1の(A+B+C)」という記載があるが、1の項目でCに該当する箇所が見当たらない。どこを示しているのか。	申し訳ございません。Cとして「経済的基礎要件」の項目が漏れておりました。修正した様式を掲載しますので、そちらで作成をお願いいたします。 <b>※募集要項の様式を修正しました。</b>
5	7	第3号様式「(カ)資金計画書」について	(2)自己資金の状況において、残高証明には同一事業の既存他施設における積立金も含めてよいか。	積立金を本整備事業に充てる場合は含めて差し支えありません。 なお、積立金の扱いについては、内閣府通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」において、用途の条件等が示されていますので、規定外の扱いとならないようご注意ください。
6	7	第4号様式「(キ)収支予算書」について	仕様書に記載されている試算ソフトのURLはnot foundになっている。正しくは何を示しているのか。	内閣府の公定価格試算ソフトを想定していましたが、令和4年版から更新されておらず、正確な試算が見込まれないため、現状の公定価格を参照の上、試算いただくようお願いいたします。 <b>※募集要項の様式を修正しました。</b>
7	7	(エ)整備予定地について	現況敷地図のご提供はあるか。	可能です(No.2の回答と同様)。
8	2	6 既存施設の扱い	①既存施設の図面やアスベストの詳細は提供できるのか。	可能です(No.2の回答と同様)。
9	2	6 既存施設の扱い	②基礎に杭はあるのか、ある場合は種類、深さ、本数を教えてほしい。	基礎に杭を施行した記録はありません。
10	2	6 既存施設の扱い	③杭や埋設物がある場合、計画建物に影響がなければ残置で良いか。すべて撤去とする場合は埋設物の種類をお教えいただきたい。	計画建物に影響がない場合は、残置して差し支えありません。
11	2	6 既存施設の扱い	④今回提出する見積書と実績ベースで金額の差異が生じた際は誰が負担するのか。	原則として解体費は見積書の額をベースとします。 解体費は、整備事業予定者決定後に当該事業者と市とで協議することとしており、応募時に想定できなかった費用負担等(地中埋設物や土壌汚染などを想定)については、その協議の中で整理します。 なお、解体に係る予算は令和8年3月市議会定例会において、令和8年度当初予算が成立することを以て措置されます。 <b>※募集要項に一部追記しました。</b>